

愛知県厚生事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成31年1月1日から平成32年12月31日までの2年間

2 内容

【目標】

育児短時間勤務の対象を「3歳に満たない子」から「7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（小学1年生まで）」に拡大する。

<対 策>

平成31年1月～3月 各所属の意見を聞きながら内容について検討

平成31年4月～ 制度の導入、職員への周知